

国民健康保険税算出例

均等割額と所得割額を合計した後に、100円未満の端数を切り捨てます。

例1 次の3人世帯の場合

	続柄	年齢	所得
Aさん	世帯主	50歳	500万円 (給与所得)
Bさん	妻	50歳	なし
Cさん	子	20歳	なし
国民健康保険税 課税標準額			457万円 = 500万円 - 43万円

				(100円未満切捨)	
医療分	均等割額	3人 × 30,500円 =	91,500円	356,560円	医療分計
	所得割額	4,570,000円 × 5.80% =	265,060円		356,500円
支援金分	均等割額	3人 × 10,900円 =	32,700円	127,756円	支援分計
	所得割額	4,570,000円 × 2.08% =	95,056円		127,700円
介護分	均等割額	2人 × 12,600円 =	25,200円	109,288円	介護分計
	所得割額	4,570,000円 × 1.84% =	84,088円		109,200円
子ども分	均等割額	3人 × 1,900円 =	5,700円	19,710円	子ども分計
	18歳以上均等割額	3人 × 100円 =	300円		
	所得割額	4,570,000円 × 0.30% =	13,710円		19,700円
令和8年度国民健康保険税					613,100円

例2 例1の世帯のAさんが解雇等で離職し、軽減申告をした場合

	続柄	年齢	所得
Aさん	世帯主	50歳	500万円 (給与所得)
Bさん	妻	50歳	なし
Cさん	子	20歳	なし
国民健康保険税 課税標準額			457万円 = 500万円 - 43万円
給与所得のみなので、軽減申告により給与所得を30/100とし、その所得額は150万円。			
軽減申告後の課税標準額			107万円 = 150万円 - 43万円

3人世帯の場合、世帯の合計所得額が【43万円+57万円×3人+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下であると、均等割額が2割軽減となります。
この世帯については、非自発的失業の減額と均等割額が2割減額されます(詳細については、調布市ホームページ「令和8年度国民健康保険税の計算、軽減・減免」の【国民健康保険税の軽減、減免等】をご覧ください)。

				(100円未満切捨)	
医療分	均等割額	3人 × 24,400円 =	73,200円	135,260円	医療分計
	所得割額	1,070,000円 × 5.80% =	62,060円		135,200円
支援金分	均等割額	3人 × 8,720円 =	26,160円	48,416円	支援分計
	所得割額	1,070,000円 × 2.08% =	22,256円		48,400円
介護分	均等割額	2人 × 10,080円 =	20,160円	39,848円	介護分計
	所得割額	1,070,000円 × 1.84% =	19,688円		39,800円
子ども分	均等割額	3人 × 1,520円 =	4,560円	8,010円	子ども分計
	18歳以上均等割額	3人 × 80円 =	240円		
	所得割額	1,070,000円 × 0.30% =	3,210円		8,000円
令和8年度国民健康保険税					231,400円